



【郡山市指定第 1 号】

一般社団法人ブルーバードを
都市再生推進法人に指定します。



ターゲット 11. a

令和 5 年 2 月 7 日

郡山市都市構想部

都市政策課

課長 吉澤 信之

TEL : 924-2321

SDGs ターゲット 11.a 「経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。」

都市再生特別措置法に基づき、本市が取り組む「こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム」の区域におけるまちづくりを担う法人に対して、「都市再生推進法人指定書」を交付します。

- 1 日 時 2月10日(金) 午後1時00分～午後1時30分
- 2 場 所 市役所庁議室 (本庁舎2階)
- 3 出席者 一般社団法人ブルーバード
代表理事 佐藤 哲也 (さとう てつや) 様
郡山市長
都市構想部長

4 都市再生推進法人指定書の概要

- (1) 指定番号 第1号
- (2) 法人名称 一般社団法人ブルーバード
- (3) 代表者 代表理事 佐藤 哲也
- (4) 活動内容 都市機能誘導区域における都市再生に関する業務
 - ・ エリアプラットフォームの運営
 - ・ 地域の現況調査や社会実験等のデータ収集及び分析
 - ・ 地域ビジョンの策定及び推進
 - ・ まちづくりの普及啓発や地域の情報発信 など

【都市再生推進法人とは】

都市再生特別措置法第118条に基づき、重点的に都市再生を推進する区域のまちづくりを担う法人として市が指定するもの(郡山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 令和4年10月1日策定)。

本市においては郡山市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域におけるまちづくりを担う法人を想定しており、今回の指定は本市第1号となる。

郡山市都市再生推進法人指定書交付式

日 時 : 令和5年2月10日(金)
13時00分～

場 所 : 郡山市役所本庁舎2階 庁議室

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 挨拶

・郡山市長

品川 万里

・一般社団法人ブルーバード

代表理事

佐藤 哲也 様

4 都市再生推進法人指定書の交付

5 懇談・意見交換

6 閉 会

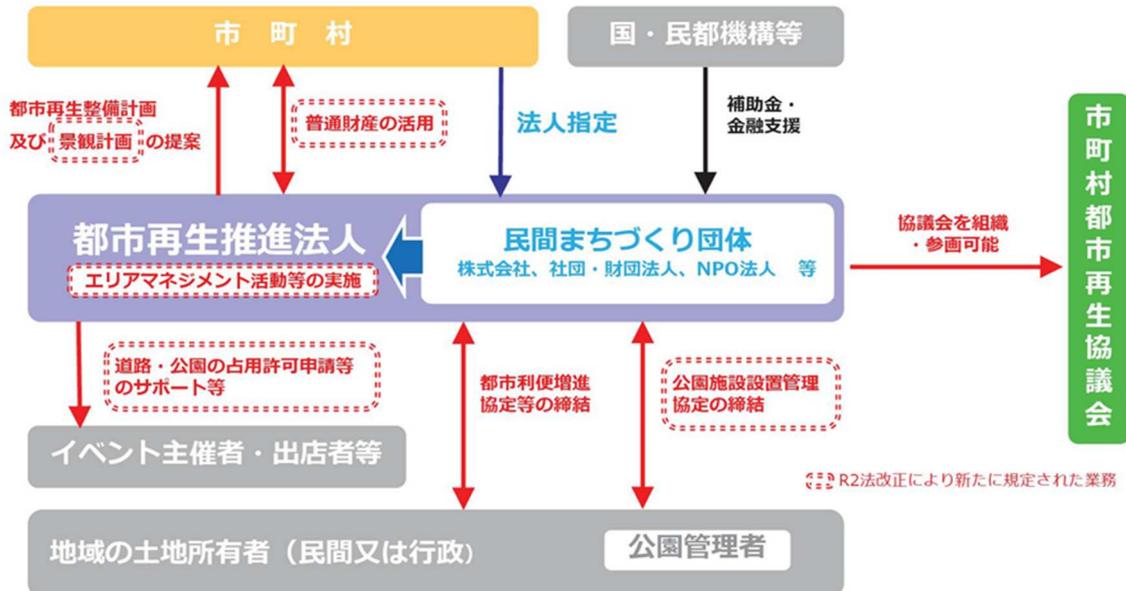
■ 都市再生推進法人の指定（指定第1号：一般社団法人ブルーバード）

要旨 都市再生特別措置法に基づき、重点的に都市再生を推進する区域のまちづくりを担う法人として市が指定する制度(令和4年10月1日要綱制定)

昨年12月に国土交通省の「官民連携まちなか再生推進事業」に採択された「こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム」の中心団体である一般社団法人ブルーバードからの申請により、本市第1号として指定

[都市再生特別措置法第118条、郡山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱]

都市再生推進法人の制度概要（「官民連携まちづくりの進め方」国土交通省都市局発行）



都市再生推進法人の特徴

- ① 公開空地や民間が所有する土地の都市利便増進協定締結 ⇒ 民同士の連携推進
- ② 「官民連携まちなか再生推進事業」など財政支援活用 ⇒ 組織経営基盤強化
- ③ まちづくりの担い手として公的位置付けを市が付与 ⇒ 組織の信用力強化
- ④ エリア内での都市再生整備計画や景観計画の提案が可能 ⇒ 公民連携推進主体

主な事業区域概要（エリアマネジメント事業については国費採択済）



一般社団法人ブルーバードの都市再生推進法人としての主な事業区域は左図点線のエリアであり、重点的に都市再生を推進する区域として、「こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム」が定めるエリアマネジメントの区域(左図破線の JR 郡山駅西口エリア)に含まれている。

一般社団法人ブルーバードの都市再生推進法人としての活動

【法人設立目的及び活動実績】

人口減少が著しい郡山市内や駅前商店街等を再活性化させることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

空き家管理、内装工事及び施工、各種コンサルティング、店舗経営、不動産の賃貸借、イベントの企画及び出店、行政及び自治体等との委託及び受託事業

↓ これまでの活動実績

- ・ 空きビルをリノベーションした「Blue Bird Apartment」運営
- ・ 郡山市創業支援フロンティアネットワークへの参画
- ・ 福島県空き家対策事業「トータルリノベーション実践事業」支援
- ・ real local 情報発信事業 ・ 安積国造神社と連携した祭り開催
- ・ こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム地域勉強会開催

【事業計画】（都市再生推進法人事業計画書より抜粋）

- ① 郡山市立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域における低未利用地の利用に関する業務
(区域の土地利用や交通等に係る現況調査、周遊性向上にかかる社会実験)
- ② 都市再生に関する調査研究
(地域ビジョン策定に向けたワークショップ等の開催及び運営)
- ③ 都市再生に関する普及啓発
(地域勉強会の開催、地域団体と連携した情報発信事業)

【エリアプラットフォームにおける都市再生推進法人の役割】

プラットフォームの組織化、外部有識者等との連絡調整、市との協議などエリアプラットフォームの民間事業者側の中心としての役割を担う。

